

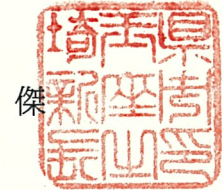


新座市告示第 304 号

新座市自転車等放置防止条例（昭和 60 年新座市条例第 32 号）第 10 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を同条第 2 項において準用する同条例第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり保管したので告示する。

令和 8 年 9 月 2 日

新座市長 並 木



記

- 1 自転車等を撤去した場所
栄二丁目自転車置場
新座総合技術高校歩道橋下自転車置場
栄四丁目自転車置場
都民農園セコニックバス停自転車置場
池田二丁目バス停前自転車置場
片山第 1 自転車置場
片山第 2 自転車置場
貝沼バス停前自転車置場
下片山バス停自転車置場
新座高校バス停前自転車置場
新座団地入口バス停前自転車置場
- 2 保管した自転車等
別紙のとおり
- 3 保管台数
自転車 29 台
バイク 1 台
- 4 保管開始日
令和 8 年 8 月 5 日
- 5 処分予定日
令和 8 年 12 月 25 日

放置自転車等撤去・保管一覧表

保管場所；東北二丁目放置自転車返還所

[illegible]